

特定非営利活動法人 プレーパークせたがや 役員報酬規定

第1条

理事報酬は、これを無償とする。

第2条

監事報酬は、これを無償とする。

第3条

本規定を変更するときは、運営委員会において意見をつのり、これを参考に理事会にて決定するものとする。

規定策定 2014年10月17日

特定非営利活動法人 プレーパークせたがや

給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の給与に関し必要な事項を定める。

(給与の構成)

第2条 給与の構成は次の通りとする。

- ① 基本給
- ② 通勤手当
- ③ 住居手当
- ④ 扶養手当
- ⑤ 時間外労働手当
- ⑥ 休日出勤手当
- ⑦ 出張手当

(基本給)

第3条 基本給は、本人の経験、年齢、技能、職務遂行能力等を考慮して、理事会において各人別に決定する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、公共交通機関を利用する場合には通勤に要する実費を支給する。ただし、支給額は上限を月額6,900円とする。

- 2 自転車、バイク等を使用する場合には月額2,300円を支給する。

(住居手当)

第5条 自ら居住するため家賃を支払っている職員は、住居手当10,000円を支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、次の家族等を扶養する職員に対し支給する。

- ① 配偶者 5,000円
- ② 18歳未満の子 1人につき 5,000円
- ③ 父母および祖父母 5,000円

(時間外労働手当)

第7条 職員就業規則第17条に定める時間外労働を行った場合、その勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額の時間外労働手当を支給する。

(休日出勤手当)

第8条 職員就業規則第18条に定める休日出勤を行った場合、その勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額に100分の35を乗じて得た休日出勤手当を支給する。

(出張手当)

第9条 職員就業規則第19条に定める出張を行った場合、東京から100km以上の場合、1日あたり2,000円の出張手当を支給する。

(年次有給休暇、特別休暇の給与)

第10条 年次有給休暇、特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の給与を支給する。

- 2 有給を超える休みについては、1日6,000円を減額する。

(休業・休職期間中の給与)

第11条 休業・休職期間中の給与については原則として支給しない。ただし、理事会において支給の必要性が認められた場合はその限りではない。

- 2 休業・休職期間中の給与について支給が認められた場合の支給額は、基本給に準じて理事会において決定する。

(私傷病による休暇の期間中の給与)

第12条 職務外の負傷疾病により欠勤した時は傷病休暇として届け出ることができるものとし、この場合、連続3日までかつ年間合計10日までは給与の6割を支給する。

- 2 私傷病による休暇が連続して4日以上続く場合、4日目以降は健康保険の傷病手当金の給付を受けるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会において必要が認められた場合には、支給日数の伸長、支給額の増額、または補償を行うことができる。
- 4 連続10日以上療養を要する場合には、医師の診断書を提出する。

(給与の計算期間および支払日)

第13条 給与は毎月末日に締切り、当月25日に支払う。ただし、支払日が休日にあたるときはその前日に繰り上げて支払う。

- 2 計算期間中の途中で採用され、または退職した場合の給与は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算して支払う。

(給与の支払いと控除)

第14条 給与は職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし職員代表との書面協定により、指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。

2 該当者については、次に掲げるものを給与から控除するものとする。

- ①源泉所得税
- ②住民税
- ③健康保険および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- ④雇用保険の保険料の被保険者負担

(昇給)

第15条 昇給は、毎年4月1日をもって、基本給について行うものとする。ただし法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

2 昇給額は、職員の勤務成績を考慮して各人ごとに行う。

(賞与)

第16条 賞与は夏季及び年末に支給することがある。

2 前項の賞与の支給条件、支給期日は、そのつど定める

(退職金)

第17条 勤続2年以上の職員に対しては、勤続年数に応じて退職金を支給する。

ただし、懲戒解雇されたものには、退職金の全部または一部を支給しないことがある。

2 退職金は、退職時基本給の2割に勤続年数を乗じた額とする。

(職免)

第18条 職員は、勤務時間内であっても職務上必要とされる場合において、所定の手続きにより職務専念義務および給与の減額を免除される。

(細則)

第19条 この規程の施行に関し、必要な事項がある場合は別途定める。

(規程の変更)

第20条 この規程を変更する場合は、理事会の議決を経て理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、2005年4月1日より施行する。

2 この規程は、2006年11月28日一部改定、即日施行する。

3 この規程は、2007年6月25日一部改定施行し、2007年4月1日にさかのぼって適用する。

- 4 この規程は、2008年4月1日一部改定、即日施行する。
- 5 この規程は、2013年1月18日一部改定、即日施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人プレーパークせたがや	事業年度	平成30年4月1日～平成31年3月31日
-----	---------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	1,174,000 円
賛助会員受取会費	254,000 円
一般受取寄付金	1,815,901
各支援団体より寄付	2,213,413 円
受取地方公共団体補助金	7,178,500 円
自主事業収益	8,803,155 円
委託事業収益	35,078,309 円
受取利息	140 円
雑収益	1 円
他会計からの繰入額	225,600 円
	円
	円
	円
	円
合 計	56,743,019 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
書籍 子どもはおとなの育ての親	650円	正会員向けには580円
書籍 冒険遊び場がやってきた	2,480円	正会員向けには2,230円
書籍 遊び場のヒミツ	1,190円	正会員向けには1,070円
書籍 もっと自由な遊び場を	1,620円	正会員向けには1,450円
書籍 遊び場づくりハンドブック	2,160円	正会員向けには1,940円
書籍 はじめよう！パートナーシップで冒険遊び場づくり	1,080円	なし
書籍 乳幼児の野外遊びを育む	1,080円	なし
手作りの遊び場デザインカタログ	1,080円	正会員向けには970円
イギリス報告書	1,080円	なし
書籍 遊びの力	2,160円	正会員向けには1,940円
書籍 ぶれせたレポート①	540円	正会員向けには480円
書籍 プレイワーク	1,620円	正会員向けには1,450円
書籍 よみがえる子どもの輝く笑顔	1,400円	正会員向けには1,260円
テキスト 冒険遊び場づくり物語	500円	なし
テキスト 住民活動の組織運営	500円	なし
ぶれせたTシャツ	1,000円	なし
世田谷みやげTシャツ	1,000円	なし
30周年記念手ぬぐい	600円	正会員向けには500円

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
なし	円	なし

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
書類作成・事務作業等	985円/時間	東京都最低賃金基準時給
セミナー等の講師謝金	12,000円/時間	本人指名の場合
セミナー等の講師謝金	4,500円/時間	本人指名では無い場合
公園売店 店長業務 基本給	51,500円/月	
公園売店 店舗スタッフ	985円/時間	東京都最低賃金基準時給
事務局長業務 基本給	60,000円/月	
おでかけ広場スタッフ	985円/時間	東京都最低賃金基準時給
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		42,256,809 円	プレーパーク事業委託費/屋外型子育て支援拠点開発事業・プレーカ事業補助金/子ども基金
		1,213,572 円	寄付
		946,912 円	地域交流拠点事業 売上
		656,195 円	寄付
		591,887 円	地域交流拠点事業 売上

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,108,274 円	地域交流拠点事業 仕入れ
		600,624 円	地域交流拠点事業 仕入れ
		413,976 円	地域交流拠点事業 仕入れ
		382,138 円	携帯電話・固定電話 料金
		307,774 円	地域交流拠点事業 仕入れ

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			H31年3月18日	4,320 円	テキストブック (販売価格 5,400 円)
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	なし

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
			年間	835,900 円	事務局長業務
			年間	525,000 円	税理士業務
			年間	316,359 円	職員研修・セミナー講師、社 用車駐車場借用
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
14 人	34,242,795 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 プレーパークせたがや	チェック欄
-----	----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	平成30年4月1日～平成31年3月31日	12人	人	%	3人	25.0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が各目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

										6月30日 退任
斎藤何奈		理事								平成30年 7月1日 就任
首藤万千子		理事								平成30年 7月1日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名		非特定営利活動法人プレーパークせたがや		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
現金出納帳	Excelで作成して打ち出して、ルーズリーフにて保管	2日おきに記帳	10年間	
預金出納帳	Excelで作成して打ち出して、ルーズリーフにて保管	2日おきに記帳	10年間	
固定資産台帳	固定資産管理ソフトを使用(JDL社製)し、ルーズリーフにて保管	都度計上	10年間	
総勘定元帳	会計ソフトを使用(JDL社製)し、ルーズリーフにて保管	毎月	10年間	
給与台帳	Excelで作成して打ち出して、ルーズリーフにて保管	毎月	10年間	

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 プレーパークせたがや					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 プレーパークせたがや	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 プレパークせがや
-----	--------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
② 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">月 日～ 月1日</td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月1日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月1日	設立年月日	平成 年 月 日		

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人プレーパークせたがや	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <small>(注第事項1)</small> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <small>(注第事項2)</small> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/>

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/>
---	----------------------------------	---------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="radio"/>
---	---------------------------	---------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/>
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/>
---	---	---------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="radio"/>